

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 経営方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (3) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (4) 共同生活住居における介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) （介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (6) 事業者自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム鶴亀
- (2) 所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田60-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (介護従業者と兼務)

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名 (介護従業者と兼務)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 8名

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名とする。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要支援、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

利用者の活動時間は、午前6時から午後9時までとする。

(短期利用共同生活介護の内容)

第7条 短期利用共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

(2) 短期利用共同生活介護の定員は1名とする。

(3) 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

(4) 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

(5) 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合とする。

(2) 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

家賃 20,000円/月

光熱水費 9,900円/月

食材料費 1,450円/日

貴重品の管理費 1,500円/月となります。

(3) 前項に規定するもののほか、日常生活に必要な用品・行動、おむつ代などについては、利用者の希望に応じて費用を徴収する。費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 1項 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

(2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。

(3) 利用者は、健康に留意するものとする。

(4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

第9条 2項 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のため他人の利益を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持等)

第11条 介護事業所並びに従業者は、利用者又はその家族の秘密を漏らさぬ措置を次のとおりとする。

- (1) 介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 介護事業者は、当該介護事業者の従業者であった者が、正当な理由なく、その家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密保持すべき旨に従業者との雇用契約の中で規定する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 1項 介護従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会をけるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回

2項 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人恵心会理事長と、グループホーム鶴亀管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメント防止に関する重要事項)

第13条 当施設は職場においての性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から改正する。
この規程は、平成16年4月1日から改正する。
この規程は、平成18年2月1日から改正する。
この規程は、平成18年4月1日から改正する。
この規程は、平成20年12月1日から改正する。
この規程は、平成21年4月1日から改正する。
この規程は、平成23年4月1日から改正する。
この規定は、平成23年8月1日から改正する。
この規定は、平成24年4月1日から改正する。
この規定は、平成26年4月1日から改正する。
この規定は、平成27年3月16日から改正する。
この規定は、平成29年4月1日から改正する。
この規定は、平成31年4月1日から改正する。
この規定は、令和3年4月1日から改正する。
この規定は、令和4年4月1日から改正する。
この規定は、令和6年4月1日から改正する。
この規定は、令和7年4月1日から改正する。
この規定は、令和7年7月1日から改正する。